（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　特定計算期間に行われた居宅サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。）又は介護予防サービス等（同条第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。）に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第八条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の三第六項第一号ロ中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号ニ中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と、同項第二号ロ中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号ニ中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同条（介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

2　前項の規定にかかわらず、特定計算期間において介護保険法施行令第二十二条の三第九項の規定により同条第二項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

3　平成二十六年七月三十一日以前に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　特定計算期間に行われた介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第八条第二十六項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下この条において同じ。）に係る旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、第九条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の三第六項第一号ロ中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号ニ中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と、同項第二号ロ中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号ニ中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同条（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

2　前項の規定にかかわらず、特定計算期間において健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の三第六項第一号ロ中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号ニ中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同条（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3　平成二十六年七月三十一日以前に行われた介護療養施設サービスに係る旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　施行日前に行われた療養に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第三項第三号の規定は、施行日以後に行われた療養について適用し、施行日前に行われた療養については、なお従前の例による。

2　第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第三項第三号の規定は、昭和二十年一月一日以前に生まれた後期高齢者医療の被保険者（同月二日以後に生まれた後期高齢者医療の被保険者の属する世帯に属する者を除く。）については、適用しない。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

府令

○内閣府令第七十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の六十二の規定に基づき、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第一条　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号イ中「以下」を「次条第一項において」に改め、同号ロ中「次条」を「次条第一項第一号及び第二号」に改める。

第二条の二第一項中「（取引情報作成対象業者に限る。）」を「（取引情報作成対象業者等（取引情報作成対象業者及び登録金融機関である保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）をいう。第六条第一項及び第七条第四項において同じ。）に限る。）」に改め、「その旨」の下に「（第三号又は第四号に該当する場合には、当該各号の規定による届出に係る信託を特定するために必要な事項を含む。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三　前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものであって、信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。次号において同じ。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上の信託財産がある場合

四　前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満の信託財産がある場合

第二条の二第二項中「名称」の下に「並びに同項第三号の規定による届出をしたことがある者であって、当該届出に係る信託財産について最後に当該届出をした後同項第四号の規定による届出をしていない者の商号又は名称及び当該信託を特定するために必要な事項」を加える。

第六条第一項及び第七条第四項中「取引情報作成対象業者」を「取引情報作成対象業者等」に改める。

（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二条　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を次のように改正する。

第二条第四項各号を次のように改める。

一　取引の当事者の一方が金融商品取引業者等以外の者である場合における当該取引